



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ム ラ キ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 井 清 美  
( J A S D A Q コード 7 4 7 7 )  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 上 中 良 典  
電 話 番 号 0 4 2 - 3 5 7 - 5 6 1 0

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を伴わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 30 条(取締役の責任免除)及び第 42 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会	平成 27 年 6 月 25 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日(木)

以 上

別 紙

(下線部は変更部分を示します)

現 行	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条</p> <p>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、当該<u>社外</u>取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条</p> <p>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、当該<u>社外</u>監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>